

広島県告示第888号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成25年12月5日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都港区港南二丁目16番5号 三菱重工業株式会社 取締役社長 宮永 俊一
工場又は事業場の所在地及び名称	三原市糸崎南一丁目1番1号 三菱重工業株式会社三原製作所糸崎工場

2 申請の内容

65 酸又はアルカリによる表面処理施設1基を新設する。また、74 特定事業場から排出される水の処理施設1基の使用の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 新設

種	類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設（加速工）	
能力（1日当たり）		96個（φ138×35mm） 80個（φ92×5mm）	
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	工事着工20日後	
	使用開始予定年月日	完成後直ちに	
使用	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 （使用の季節的変動）	9時間 （なし）	
	項	目	通常

の 方 法	排出される 汚水等の状態	水素イオン濃度（単位：水素指数）		1.39	1.39
		磷含有量	（単位： mg/L）	130.3	130.3
		銅含有量		1,372	1,372
	排出される汚水等の1日当たりの量 （単位：m <sup>3</sup> ）		0.02		0.02
汚水等の排出先		廃水濃縮処理設備			

(その2) 変更

		変更前		変更後	
種 類		74 特定事業場から排出される水の処理施設（廃水濃縮処理設備）			
工 期 等	工事着手予定年月日	既設		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日			着手後直ちに	
	使用開始予定年月日			完成後直ちに	
使 用 の 方 法	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される 汚水等の状態 銅含有量 （単位： mg/L）	—	—	182.9	182.9

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態及び量

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成25年12月5日から平成25年12月26日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに三原市生活環境部生活環境課